

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	19	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他( )		
要望項目名	国内線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内線に就航する航空機（離島路線就航機を除く）</li> <li>・特例措置の内容 【<b>拡充</b>】国内線に就航する航空機の課税標準（※現行は130t以上は2/3、未満は1/2に軽減） <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>200t以上</u> 最初の3年間2/3に軽減</li> <li>② <u>200t未満50t以上</u> 最初の3年間1/3、次の3年間3/4に軽減</li> <li>③ <u>50t未満</u> 最初の3年間1/3、次の3年間2/3に軽減</li> <li>④ ②③は地方路線就航時間割合が2/3以上のものに限る（2/3未満は①と同率を適用）</li> </ul> </li> </ul> <p>*平成18年1月2日以降に導入した航空機に適用する。</p>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>【<b>延長</b>】適用期限を平成24年3月31日まで2年間延長する。</li> </ul> <p>地方税法附則第15条第8項、同法施行規則附則第6条第31項及び第32項</p>		
要望理由	<p>我が国航空業界は、航空運送に関する規制緩和・自由化の流れを受け、新規航空会社の参入による国内線の競争が激しさを増しており、また国際線についても米国をはじめとする諸外国の航空会社や、急激な経済成長を背景に成長を続けているアジア各国の航空会社との厳しい競争に晒されている。加えて、平成20年夏にかけての燃油価格の急騰による費用増加、さらには同年秋以降の世界的な景気後退に伴う航空需要の減退による収入減少など経営環境が一段と厳しくなっている。こうした中、航空各社は平成22年に予定される羽田の再拡張及び成田の北伸に伴う発着枠の増大を控え、新たな航空機の調達を大規模に行う必要に迫られているが、新規機材の導入・維持に向けた経営基盤の強化に取り組む中で、収益性の高い路線へ経営資源の集中を強め、地方路線から撤退する事例が顕在化してきている状況にある。</p> <p>このため、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークの維持を図るため、機材維持コストの軽減により、性能に優れ需要に見合った機材の導入が促進され地方航空ネットワーク維持につながる本特例措置の延長を要望する。</p> <p>さらに、地方路線への安定的な就航を一層強化するため、中型機（130以上200t未満）が地方路線に就航している実態及び50t未満の小型機の需要増加を踏まえ、地方路線就航時間割合が一定の割合を超えるものについて、特例措置の軽減率及び適用期間の拡充を要望する。</p>		
減収見込額	<p>(初年度) 421(957) (平年度) 695(1,444) (単位:百万円)</p>		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定離島路線航空機の航空機燃料税の軽減</li> <li>・航空機の部分品等に係る関税の免除</li> <li>・バリアフリー対応型航空機の特別償却</li> </ul> </li> <li>・融資、補助金その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港使用料の軽減</li> <li>・着陸料の追加的軽減（H21.7～H22.3：航空事業経営基盤強化のための支援施策パッケージに基づく措置）</li> </ul> </li> </ul>	
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー対応型航空機の特別償却</li> </ul> </li> <li>・融資、補助金その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島・コムーター路線の維持・活性化に係る実証実験事業</li> </ul> </li> </ul>	
過去の要望経緯	平成16年度に130t未満の航空機に対する軽減率を拡充し、平成18年度、平成20年度に各2年間延長。		
本要望に対応する縮減案			